

# 嘉瀬川水系河川維持管理計画

平成24年5月

九州地方整備局  
筑後川河川事務所

まえがき

河川は、水源から山間部、農村部、都市部を流下し海に至る間において、それぞれ異なる地域特性を有している。また、土砂の移動や植生の変化等によって長期的に変化していくが、その変化は必ずしも一様なものではなく、洪水や渇水等の流況変化によって、時には急激に変化するという特性を有する。

さらに、河川の主たる管理対象施設である堤防は、延長が極めて長い線的構造物であり、一部の決壊によって一連区間全体の治水機能を喪失してしまうという性格を持ち、原則として土で作られているため材料品質が不均一であるという性格も有している。

上記のように河川は自然の作用等によって常に変化することから、堤防等の施設の整備や河道の掘削を実施しても、その維持管理が十分に行われなければ、年月を経るにしたがって、堤防等の施設の脆弱化や老朽化、河道の洗掘・土砂堆積・樹林化が進行するなど、洪水を安全に流下させることが困難となる。したがって平素から、河道や堤防等の施設を良好な状態に保全し、その本来の機能が発揮されるように計画的に維持管理する必要がある。

河川維持管理の目的は、上記に記述する洪水等に対する安全性の確保のほかに、安定した水利用の確保、河川環境の保全、適正な河川の利用の促進など多岐にわたっており、具体的な維持管理行為は、河道流下断面の確保、堤防等の施設の機能維持、河川区域等の適正な利用、河川環境の整備と保全等に関して設定する「河川維持管理目標」が達せられるよう、河川の状態把握を行い、その結果に応じて対策を実施することが基本となる。

また、持続可能な維持管理を行っていくためには、効率化・高度化のための技術開発、コスト縮減等への取り組みが必要である。

この河川維持管理計画は、長年の経験等に培われて実施されてきた河川維持管理の適確性と効率性の向上を図りつつ、河川整備計画に沿った計画的な維持管理実施するために、河川維持管理の具体的な内容を定めたものであり、計画の対象期間は概ね5年間としている。

なお、本計画は、河川の状態変化の把握とその分析・評価の繰り返し、河川維持管理の実績、出水等の履歴、他河川での経験等による知見の蓄積のほか、社会経済情勢の変化等に応じて、PDCAサイクルの体系に基づき適宜見直しを行う。

## 目次

1. 河川の概要	p 4
1. 1 河川及び流域の諸元	
1. 2 流域の自然的、社会的特性	
1. 3 河道特性、被災履歴、地形、地質、樹木等の状況	
1. 4 土砂の生産域から河口部までの土砂移動特性等の状況	
1. 5 生物や水量・水質、景観、河川空間の利用等管理上留意すべき環境の状況	
2. 河川維持管理上留意すべき事項	p 7
2. 1 ガタ土堆積による河川管理施設への影響	
2. 2 軟弱地盤による河川管理施設の影響	
2. 3 堤防の安全性確保	
2. 4 河道内樹木の繁茂	
2. 5 河床変動状況把握	
2. 6 活発な河川空間利用	
2. 7 不法投棄、漂着ゴミ	
2. 8 水利用	
2. 9 豊かな自然環境（汽水環境、アユの生態把握、特定外来種）	
3. 河川の区間区分	p 9
4. 河川維持管理目標	p 10
4. 1 要注意箇所	
4. 2 河川維持管理目標	
4. 2. 1 河道流下断面の確保	
4. 2. 2 施設の機能維持	
4. 2. 3 河川区域等の適正な利用	
4. 2. 4 河川環境の整備と保全	
5. 河川の状態把握	p 15
5. 1 基本データの収集	
5. 1. 1 水文・水理等観測	
5. 1. 2 測量	

5. 1. 3	河道の基本データ	
5. 1. 4	河川環境の基本データ	
5. 1. 5	観測施設、機器の点検	
5. 2	堤防点検等のための環境整備	
5. 3	河川巡視	
5. 3. 1	平常時の河川巡視	
5. 3. 2	出水時の河川巡視	
5. 4	点検	
5. 4. 1	出水期前、台風期、出水後の点検	
5. 4. 2	地震後の点検	
5. 4. 3	河川利用推進施設等の点検	
5. 4. 4	地域防災施設の点検	
5. 4. 5	その他の土木・建築施設の点検	
5. 4. 6	機械設備を伴う河川管理施設の点検	
5. 4. 7	樋門等構造物周辺堤防の詳細点検	
5. 4. 8	許可工作物の点検	
5. 5	河川カルテ	
5. 6	河川の状態把握の分析、評価	
6.	具体的な維持管理対策	p 26
7.	地域連携等	p 28
8.	効率化・改善に向けた取り組み	p 30
附表		p 1～

## 1. 河川の概要

### 1. 1 河川及び流域の諸元

嘉瀬川は、その源を佐賀県佐賀市三瀬村の脊振山系に発し、神水川、天河川、名尾川等の支川を合わせながら山間部を南流し、途中多布施川を分派し、さらに下流で祇園川を併せて佐賀平野を貫流し、有明海に注ぐ、河川流路延長 57km、流域面積 368km<sup>2</sup> の一級河川である。

#### (1) 河川及び流域の諸元

源	流	佐賀県佐賀市三瀬村脊振山系
流域内自治体		3市
直轄沿川自治体		2市
流域面積		368km <sup>2</sup>
想定氾濫区域面積		137km <sup>2</sup>
幹川流路延長		57km
直轄管理区間延長		18.7km
堤防整備率		57% (平成23年3月現在)
流域内人口		約 13 万人 (河川現況調査 基準 平成17年)
想定氾濫区域内人口		約 23 万人 (河川現況調査 基準 平成17年)

河川名	区間	セグメント	河床勾配
嘉瀬川	0k0～5k6	3	1/5,000
	5k6～13k5	2-2	1/1,250
	13k5～16k6	2-1	1/670
祇園川	0k0～2k0	2-2	

### 1. 2 流域の自然的、社会的特性

源流から官人橋までの上流部は、人工林を主体とした山間溪谷となっており、河床には巨石や玉石が多く、アユやカワガラスなどが生息している。川上峡付近は、九州の嵐山と称される景観を呈している。官人橋から嘉瀬川大堰までの中流部は、佐賀平野を流下し、広い河川敷と狭い低水路からなり、嘉瀬川大堰等による湛水区間が大半を占めている。また、石井樋からは多布施川が分派し佐賀市街地を貫流している。汽水域となる嘉瀬川大堰から河口部までの下流部は、干拓地の田園地帯を流下し、有明海へと注ぐ。

流域の産業として上流域では農林業が主で、林業ではスギ、ヒノキ等の計画造林が行われている。また、旧富士町を中心とする、古湯温泉、熊の川温泉等の有名な温泉地が川沿いに立地し観光産業も特化している。中流域では佐賀市を中心に商業・サービス業が主であり、下流域では広大な農地を利用した農業が営まれている。

嘉瀬川流域の交通は、長崎～佐賀～福岡を結ぶJR長崎本線、九州横断自動車道長崎大

分線が東西に通っており、佐賀市には佐賀大和<sup>やまと</sup>インターチェンジがある。国道では 34 号、207 号、264 号が東西に伸び、幹線道路として利用されている。その他には嘉瀬川沿いに国道 263 号、323 号が、唐津方面に 203 号が、大牟田方面に 208 号が、有明海沿いに 444 号が通っている。また、有明海沿岸都市群を結ぶ有明海沿岸道路と、有明海沿岸道路から分岐し、西九州自動車道に接続する佐賀唐津道路がある。

### 1. 3 河道特性、被災履歴、地形、地質、樹木等の状況

#### ①河道特性

嘉瀬川上流部の地形は脊振山等の 1,000m を越える急峻<sup>きゅうしゅん</sup>な山地に囲まれている。中・下流部は沖積<sup>ちゅうせき</sup>作用及び主要産業である農業の基盤整備のための干拓によって形成された我が国屈指の穀倉地帯である佐賀平野が広がっている。さらに下流部は最大で約 6m におよぶ有明海の干満の影響を受け、この地方特有の軟弱な粘土層が厚く堆積している。河床勾配は、上流部は 1/50～1/100 と急勾配であり、中・下流部は 1/1,000～1/5,000 と緩勾配になっており、中流部は天井川<sup>てんじょうがわ</sup>となっている。

#### ②被災履歴

嘉瀬川流域の気候は、内陸型気候にあり、流域内の年間平均降水量は、約 2,200mm（全国の平均降水量約 1,700mm の約 1.3 倍）と多く、降水量の大部分は 6 月から 7 月にかけての梅雨期に集中し、台風の発生時期と合わせた 6 月から 9 月の 4 ヶ月間の降水量は年間降水量の約 6 割を占める。このため、嘉瀬川の洪水は 6 月から 7 月にかけての梅雨前線によるものが多く、過去の大規模洪水のほとんどが梅雨期に発生している。戦後において、昭和 24 年 8 月、昭和 28 年 6 月など本川・支川で何度か堤防が決壊し水害を被っている。特に嘉瀬川流域に多大な被害を及ぼした昭和 24 年 8 月洪水は床上・床下浸水 25,552 戸、家屋の流失・全半壊 654 戸の壊滅的な被害をもたらした。

#### ③地質

嘉瀬川流域の地質は、上流域の大部分が中生代の風化花崗岩類<sup>ふうかかこうがん</sup>で覆われており土砂の供給が多くなっている。中・下流域の大部分は沖積層からなり、中流域では砂がち堆積物、下流域では有明粘土層と呼ばれる泥がち堆積物が厚く分布している。

#### ④樹木

嘉瀬川中流部では、広い河川敷と狭い低水路からなり、嘉瀬川大堰等からなる湛水区間が大半を占め、河岸沿いには竹林が繁茂している。特に 14k000～15k600 付近には、歴史的遺構である尼寺林（水害防備林）が広がり、多様な動植物が生息・生育する環境を有している。しかし、その一方で洪水を安全に流下させることが困難となっている。

### 1. 4 土砂の生産域から河口部までの土砂移動特性等の状況

嘉瀬川は、上流部の脊振山地の大部分が花崗岩類であり、温度差の影響等で粒子間の結合が弱まり表面が風化するため、上流での土砂生産量が比較的多い特性を有している。昭和 49 年以降、河川管理施設等の保全や河川改修計画上の必要性等から原則として砂利採取を行わせない区域（保安区域）を指定し、砂利採取の規制を実施した。

有明海に流入する河川では、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」（平成 14 年）の施行等を契機に、海域に土砂を供給するため砂利採取規制の強化を図っている。

#### 1. 5 生物や水量・水質、景観、河川空間の利用等管理上留意すべき環境の状況

河川環境に関しては、有明海特有の汽水環境を有する下流部から瀬、淵、河畔林が連続する中上流部まで多様な動植物の生育・生息環境となっている。多様な河川環境を保全していくためには、継続的に環境調査等のモニタリングを行い河川環境の変化等を把握する必要がある。

水利用に関しては、嘉瀬川は発電、かんがい、都市用水等多岐に渡っている中、平野の割合が多い地形的特徴から、安定した水供給が課題であった。近年嘉瀬川ダムをはじめとした新たな水資源開発を進めており、今後も水利用の実態と河川流量の把握を行っていく必要がある。

水質に関しては、環境基準値を満足しているが、今後も水質調査を継続的に行い、流域一体となった水質の保全・向上に向けた取り組みを進めていく必要がある。

河川空間の利用に関しては、河川敷など広く市民に活用されていることから、今後も関係機関と協力しながら、安全面に配慮した河川利用がなされるよう、適切な対応が必要である。また不法投棄も多いことから日常の巡視のほか、河川美化意識の啓発にも取り組んでいく必要がある。

## 2. 河川維持管理上留意すべき事項

### 2. 1 ガタ土堆積による河川管理施設への影響

- ・ 嘉瀬川大堰から下流の感潮区間は、有明海の干満差により微粒子のガタ土が堆積しやすく、河道閉塞の恐れや水門、樋門・樋管などの施設周辺に堆積した場合は、ゲートの開閉及び排水機能に支障を及ぼす恐れがある。
- ・ 治水上支障がある場合は、ガタ土を除去するなど、河道の管理が必要である。

### 2. 2 軟弱地盤による河川管理施設の影響

- ・ 嘉瀬川下流域の軟弱地盤地帯では、有明海特有のガタ土が堆積し、地盤沈下の発生や工事難易度が高いなどの特徴がある。地盤沈下による構造物周辺の空洞化や構造物の不同沈下、亀裂発生等に留意する必要がある。

### 2. 3 堤防の安全性確保

- ・ 嘉瀬川の堤防は、度重なる洪水や被災等の履歴に基づき、築造・補修が行われてきたため、材料構成等も明確に把握できていない。近年では表層が腐養土化したことで、雨水による表層すべりが発生しており、堤防法面の状態把握ならびに安全性の点検が必要である。

### 2. 4 河道内樹木の繁茂

- ・ 嘉瀬川の祇園川合流点、名護屋橋上流では、樹木繁茂が著しく流下能力の阻害となっており、治水と環境の折り合う伐採範囲を検討し、適切に樹木を管理する必要がある。特に名護屋橋下流の竹林は歴史的遺構である尼寺林のため、関係機関との調整・連携した伐採計画・実施が必要である。また、嘉瀬川大堰下流汽水域に生育するヨシ原についても近年、生育域が拡大しており、流下能力阻害が懸念される一方、オオヨシキリ等の良好な生息場となるなど河川環境上重要な場であることから、治水と環境の折り合った適切な植生管理が必要である。

### 2. 5 河床変動状況把握

- ・ 嘉瀬川の名護屋橋下流部では、近年、土砂堆積による河床の上昇が見られることから、流下能力確保の観点から堆積土砂の管理が必要である。当箇所では樹木繁茂も著しいため、樹木管理と一体となった河道の維持管理が必要である。
- ・ 嘉瀬川大堰下流汽水域では、有明海特有のガタ土の堆積が顕著であるため、今後も洪水前後の測量を実施するなど、適切に河道を管理する必要がある。

### 2. 6 活発な河川空間利用

- ・ 嘉瀬川には川上峡、石井樋、尼寺林等歴史的、文化的な価値があるものが多くあり、例年多くの人々が訪れているため、現在の利用空間が損なわれないよう秩序ある空間利用と施設の安全性確保が必要である。



## 2. 7 不法投棄、漂着ゴミ

- ・ 河川空間利用が活発なため、不法投棄が多い現状である。不法投棄の要注意箇所については、河川巡視の対策を強化する必要がある。
- ・ また、洪水時にヨシ等の植生や一般ゴミ等が下流域の漁港等に大量に漂着するなど問題になっており、行政・地域・自治体・漁港管理者が連携し流域全体で取り組む必要がある。

## 2. 8 水利用

- ・ 水利用及び河川環境の保全等、流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携して河川流量及び取水量等の把握を行うとともに、石井樋を適正に操作し、水資源の有効活用を図る必要がある。
- ・ また、新たな水資源開発（嘉瀬川ダム、佐賀導水）によるかんがい用水や水道用水の供給・補給を行い、水の安定的な取水が図れるように努める必要がある。
- ・ 平常時より、利水者等の河川利用者との情報連絡体制を構築するため沿川市町・県・国等による連絡協議会を設置し、河川流量、取水量及びダム貯留量並びに水環境の課題等の情報を共有することで、河川利用者相互の理解を深める必要がある。

## 2. 9 豊かな自然環境（汽水環境、アユの生態把握、特定外来種）

- ・ 嘉瀬川の多様な河川環境を把握するため、継続的に河川環境の把握に努め、必要に応じて維持管理や環境保全のための対策を行う必要がある。
- ・ 近年、特定外来種(オオキンケイギク)が広範囲で繁殖しており、河川巡視等による早期発見ならびに除去対策が必要である。

### 3. 河川の区間区分

河川維持管理の目標や実施内容を定めるにあたって、状態把握の頻度等は河川の区間毎の特性に応じたものとする必要があるため、河川特性や背後地の土地利用等を考慮して、重要区間をA区間、通常区間をB区間として、以下のとおり区間区分する。

区 分	区 間
重要区間（A区間）	嘉瀬川 33.40 km (0k000～16k700)
	祇園川 2.20 km (0k000～1k100)

<参考：区間区分の判別の目安>

堤 防	背後地	
	都市部、住宅密集地	山間部、農村部、中小河川
堤防高4 m以上	重要区間（A区間）	重要区間（A区間）
堤防高4 m未満		通常区間（B区間）

※ 堤防高とは、背後地盤と堤防天端の比高であり、堤防高4 mを境界条件に区分した理由は、堤防への河川水浸透に伴う危険度の違いを考慮したものの。

#### 4. 河川維持管理目標

時間の経過や洪水・地震等の外力、人為的な作用等によって、本来河川に求められる治水・利水・環境の目的を達成するための機能が低下した場合、これを適確に把握して必要な対策を行うための基準として、以下のとおり河川維持管理目標を設定する。

河川維持管理目標は、可能な限り定量化することが望ましいが、河川は自然公物であり未解明な事象が多く、知見やデータの蓄積は必ずしも十分ではない。このため、当面は限られた既存の知見に基づき可能な範囲で定量的な目標を設定するが、今後さらに知見を蓄積して一層の定量化に努める。

##### 4. 1. 要注意箇所

長大な堤防や護岸、広大な河道を効率的かつ効果的に維持管理するために、向こう5年間の維持管理を見通して、特に注意が必要な箇所（以下、「要注意箇所」という。）を以下の基準にて「**附表1**」とおり設定する。なお、要注意箇所は、現在の河川の状態とこれまでの経年変化等を考慮して設定したものであり、今後、維持管理をしていく中で必要に応じて適宜見直しを行う。

<参考：要注意箇所の設定基準>

##### ① 堤防

堤防のり面の寺勾配化や表層の緩みが顕著な箇所、過去の点検等において変状が確認され経過監視が必要な箇所。

##### ② 河川管理施設（堤防を除く）

過去の点検等において変状が確認され、経過監視が必要な箇所。

##### ③ 河道

〔土砂堆積、樹木繁茂〕

河川整備計画の目標流量又は近年発生した最大規模の実績洪水流量が流下した場合に氾濫の危険性が高い箇所。なお、選定基準は以下の要件による。

区分	要件（土砂堆積）	要件（樹木繁茂）
要注意 (A)	推算水位※1がHWL又は危険水位を超え、経年的に土砂堆積が進行している箇所	推算水位※1がHWL又は危険水位を超え、樹木繁茂が水位上昇に影響している箇所
要注意 (B)	推算水位※1がHWL又は危険水位に接近し、経年的に土砂堆積が進行している箇所	推算水位※1がHWL又は危険水位に接近し、樹木繁茂が水位上昇に影響している箇所
要注意 (C)	推算水位※1がHWL又は危険水位に接近しているが、土砂堆積は進行していない箇所、又は近年において河道の掘削又は堆積	近年において樹木を伐採した箇所

	土砂を除去した箇所	
--	-----------	--

※1：推算水位とは、河川整備計画の目標流量又は近年発生した最大規模の実績洪水流量が流下した時の計算で求められる水位をいう。

〔河床低下、深掘れ〕

河岸への滲筋の接近状況や最深河床高、最深河床高の経年変化等を踏まえ、河床低下が進行することによって堤防や護岸等の崩壊の恐れがある箇所。なお、選定基準は以下の要件による。

区分	要件
要注意 (A)	滲筋（最深河床の発生位置）が河岸に接近し、護岸等前面の河床低下が構造物機能に支障をきたす恐れがある箇所（岩河床や山付き部は除く）
要注意 (B)	滲筋（最深河床の発生位置）が河岸に接近し、護岸等前面の河床低下が直ちに構造物機能に支障をきたす恐れは無いが、経年的に河床低下が進行している箇所（岩河床や山付き部は除く）
要注意 (C)	上記二つの何れかの要件に合致するが、根固めや水制等を設置するなどの措置を行っている箇所

#### ④ 環境

水草外来植物等の異常繁茂が頻繁に見られる箇所、特定外来植物の生育が顕著な箇所。

#### 4. 2. 河川維持管理目標

##### 4. 2. 1. 河道流下断面の確保

河道の流下能力維持については、向こう5年程度の維持管理を見通し、**附表2**のとおり要注意箇所において維持管理の目標となる流量（以下、「管理目標流量」という。）を設定して維持管理に努める。なお、この管理目標流量は、過去に再度災害防止策として実施した改修の目標流量、又は最新の河道断面において安全に流すことのできる流量に維持管理上必要な断面縮小を見込んだものとする。

##### 4. 2. 2. 施設の機能維持

###### (1) 河道（河床低下、洗掘）

堤防や護岸等河川管理施設の機能維持については、向こう5年程度の維持管理を見通し、**附表3**のとおり要注意箇所において維持管理の目標となる最低河床高（以下、「管理河床高」という。）を設定して維持管理に努める。なお、この管理河床高は、既設の護岸や堤防の安定に支障を及ぼさない最低高さとする。

## (2) 堤防

堤防が有すべき必要な機能を維持するために、高さや勾配などの形状、耐侵食機能、耐浸透機能に関して、以下のとおり堤防の維持管理の目標（以下「堤防管理目標」という。）を設定して維持管理に努める。

項目	目 標	
形状	高さ	完成堤の場合は計画堤防高、暫定堤の場合は施工時の目標高または最新の測量で得られた高さとし、各距離標毎の高さは「 <a href="#">附表4</a> 」のとおりとする。
	のり勾配	2割よりも緩やかな勾配とすることを基本とする。なお、寺勾配については、是正すること。
のり面被覆	裸地化のほか、耐侵食機能の低下や表層緩みをもたらす植生※1を占有させないことを基本とする。	
その他	樋門等構造物の周辺堤防に空洞が生じないようにする。	

※1：カラシナ、アブラナ、ダイコン、カラムシ、セイタカアワダチソウ、クローバー、クズ等の地被植物 等

※2：上記の植物の他に、湿性植物の群落は、常時、溜まり水が生じている可能性が有るので注意が必要。

## (3) 護岸、根固め、水制等

護岸や根固め、水制、荒籠は、以下の所要の機能が確保されることを目標として維持管理に努める。

護岸：堤防の機能を確保するための河岸侵食の防止

根固め：堤防の機能を確保するための護岸の安定、河岸近傍の河床低下防止

水制：堤防の機能を確保するための河岸侵食の防止、河岸近傍の河床低下防止

## (4) 堰、水門・樋門、排水機場

堰や水門・樋門、排水機場は、以下の所要の機能が確保されることを目標として維持管理に努める。なお、個別施設の機能及び諸元については「[附表5](#)」のとおりとする。

堰：平常時の河川水位の維持、洪水時の洪水疎通能力の確保

水門・樋門：堤内地からの排水、堤内地への逆流防止

排水機場：水門・樋門の門扉を閉鎖したときの堤内地からの強制排水

## (5) 陸閘、閘門、舟通し

陸閘や閘門、舟通しは、以下の所要の機能が確保されることを目標として維持管理に努める。なお、個別施設の機能及び諸元については「[附表6](#)」のとおりとする。

陸閘：堤内地から堤外地への通行、洪水時の堤防機能の確保

閘門、舟通し：平常時の河川水位の維持、船舶の通航

#### (6) ダム

嘉瀬川ダム（付帯設備を含む）は、洪水調節、流水の正常な機能の維持、都市用水及びかんがい用水の補給など、ダムの持つ機能を確保し、操作規則に基づく操作が的確に行えるように維持管理に努める。なお、その維持管理の具体的内容については、別途定める。

このため、次章以降、嘉瀬川ダムに関する具体の記載はしない。

#### (7) 導水路

佐賀導水路は、内水排除、流水の正常な機能の維持、都市用水及び浄化用水の補給など、導水路の持つ機能を確保し、操作規則に基づく操作が適確に行えるように維持管理に努める。

西佐賀導水路諸元：嘉瀬川への最大通水能力 30 m<sup>3</sup>/秒

城原川への最大通水能力 12 m<sup>3</sup>/秒

東佐賀導水路諸元：筑後川への最大通水能力 15 m<sup>3</sup>/秒

城原川への最大通水能力 12 m<sup>3</sup>/秒

#### (8) 河川利用推進施設

河川利用推進施設は、水辺における安全な利用を図るため、[附表7](#)の所要の機能が確保されることを目標として関係機関等と連携を図りながら維持管理に努める。

#### (9) 水文・水理観測施設

水文・水理観測施設は、観測対象（降水量、水位、流量等）が適確に観測できることを目標として維持管理に努める。なお、個別施設の機能及び諸元については[附表8](#)のとおりとする。

#### (10) 地域防災施設

嘉瀬川地域防災施設は、洪水時の水防活動における待機場所や大規模な災害発生時の対策活動拠点としての機能のほか、防災情報や防災知識の普及、水辺における水難事故防止のための知識の普及、河川環境保全のため各種啓発、地域協働による維持管理の推進のための活動拠点、さらには、佐賀市における避難所として、所要の機能が確保されることを目標として維持管理に努める。

#### (11) その他施設・機器

階段、管理用通路、標識、防護柵、車止め、魚道、警報施設、CCTVカメラ等のその他施設・機器は、それぞれの施設・機器が有する所要の機能が確保されることを目標として維持管理に努める。

#### 4. 2. 3. 河川区域等の適正な利用

河川区域等が、治水・利水・環境の目的と合致して適正に利用されることを目標として、河川敷地の不法占用や不法行為等がなされないように維持管理に努める。

#### 4. 2. 4. 河川環境の整備と保全

##### (1) 低水流量

かんがい用水や都市用水の安定した取水を確保し、魚類等の生息環境や水質、河川景観等の維持を図るために、以下の流量を管理上の最低必要流量（以下、「管理目標最小流量」という。）とする。

河川名	地点	流量	備考
嘉瀬川	池森橋	2. 5 m <sup>3</sup> /秒（通年）	正常流量
	—	概ね1. 4 m <sup>3</sup> /秒	多布施川への分派量（石井樋） ※H19年河川整備計画

##### (2) 水質

水質汚濁に係わる環境基準の類型指定等を踏まえ、以下の水質基準を管理上の目標水質（以下、「管理目標水質」という。）として維持管理に努める。

また、油の流出等の水質事故が発生した場合にあっては、水生生物の生息や水利用に影響が及ばないように関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応に努める。

河川名	地点	対象区間	目標	備考
嘉瀬川	官人橋	嘉瀬川大堰より上流（北山ダム貯水池を除く）	BOD2mg/l以下	A類型
	久保田橋	嘉瀬川大堰より下流	BOD5mg/l以下	D類型

##### (3) その他

生物多様性の確保や河川管理上の必要性を考慮しながら、河川区域内における特定外来生物の拡大を防ぐよう維持管理に努める。

## 5. 河川の状態把握

### 5. 1. 基本データの収集

#### 5. 1. 1. 水文・水理等観測

水文・水理観測や水質調査のデータは、治水・利水計画の検討や洪水時の水防活動に資する情報提供、河川管理施設の保全、渇水調整の実施等の基本となる重要なデータであることから、観測精度の向上に努めながら、河川砂防技術基準調査編や水文観測業務規程、河川水質調査要領等に基づき、以下のとおり観測及び調査を実施する。

##### (1) 雨量、河川水位観測等

項目	観測所	観測頻度
雨量	6箇所	原則として、通年観測する。 なお、各観測所の諸元については附表8のとおりとする。
河川水位	5箇所	
潮位	—	
波高	—	
風向、風速	—	
気圧	—	
地下水	—	
震度	—	

##### (2) 流量観測

項目	観測所	実施基準等	備考
高水流量観測	4箇所	原則として、水防団待機水位を上回った時とする。 なお、各観測所の諸元や観測実施の判断の目安とする基準観測所は附表9のとおりとする。	精度の高いH-Q式を作成するために、可能な限り密な水位間隔で満遍なくデータが収集できるよう努める。
低水流量観測	5箇所	原則として、月3回、年36回の観測とし、必要な範囲（水位）を観測する。	

##### (3) 水質調査

項目	観測所	調査地点、項目、回数
水質調査	4箇所	各観測所の諸元や調査項目、調査回数は附表10のとおりとする。



(4) 洪水痕跡調査等

項目	実施基準等
洪水痕跡調査	原則として、避難判断水位を上回った時とする。 なお、調査実施の判断の目安とする基準観測所とその受け持ち区間は <b>附表1 1</b> のとおりとする。 【参考：区間毎の近年の調査年月は <b>附表1 2</b> のとおり。】
堤内地浸水調査 (写真撮影含む)	原則として、家屋の浸水被害が発生した時とする。
航空斜め写真撮影	原則として、大規模な浸水被害が発生した時とする。 【参考：区間毎の過去の調査年月は <b>附表1 3</b> のとおり。】

5. 1. 2. 測量

現況河道の流下能力や河床の変動状況、河川の平面形状の変化、河道内の樹林化等を把握するために、河川砂防技術基準調査編等に基づき、以下のとおり縦横断測量や空中写真測量等を実施する。

項目	実施基準等
縦横断測量	原則として、5年ごとに測量を実施する。 ただし、平均年最大流量以上の出水があり、河道の変化が認められた時は、該当区間を対象として臨時に横断測量を行う。 なお、測量実施の判断の目安とする基準観測所とその受け持ち区間は <b>附表1 1</b> のとおりとする。 また、定期に行う横断測量は、堤防管理にも使用できるよう河川区域の全幅測量とし、臨時に行う横断測量は、必要に応じて洪水後の変化が認められる低水路幅とすることを基本とする。 【参考：区間毎の過去の測量年月は <b>附表1 4</b> のとおり。】
空中写真測量	原則として、5年ごとに空中写真測量を実施し、地形変化が認められる区域については、1/2500 平面図の図化を行う。 滲筋や砂州、河道内の樹木の変化を把握することも目的の一つであることから、原則として、縦横断測量の実施時期と整合を図る。 【参考：区間毎の過去の測量年月は <b>附表1 5</b> のとおり。】

5. 1. 3. 河道の基本データ

河道の特性や河道の変化を適確に把握するための河道の基本データ収集として、河川砂防技術基準調査編等に基づき、以下のとおり河床材料調査や河道内樹木調査を実施する。

項目	実施基準等
河床材料調査	<p>原則として、5年ごとに定期調査を実施する。</p> <p>水位解析や河床変動解析等に使用することを目的としていることから、原則として縦横断測量の時期と整合を図る。</p> <p>更に、出水によって、著しい河床高の変化や河床材料の変化が認められたときは、該当区間を対象として臨時に調査を行う。</p> <p>【参考：区間毎の過去の調査年月は附表16のとおり。】</p>
河道内樹木調査 砂州調査	<p>原則として、5年ごとに定期調査を実施する。なお、調査は航空斜め写真撮影による方法を基本とする。</p> <p>水位解析等に使用することを目的としていることから、原則として縦横断測量の時期と整合を図る。</p> <p>また、適宜、地上踏査による分布調査や密度調査、さらには防災ヘリコプターはるかぜ号を使用した上空からの巡視（状態把握）等により情報を補完する。</p> <p>【参考：区間毎の過去の調査年月は附表17のとおり。】</p>

#### 5. 1. 4. 河川環境の基本データ

河川環境の整備と保全を目的とした河川維持管理を行うための河川環境の基本データ収集として、河川水辺の国勢調査マニュアルに基づき、以下のとおり河川水辺の国勢調査を実施する。具体の時期、項目等については附表18のとおりとする。

	調査頻度	備考
魚類	5年に一度	
底生生物	5年に一度	
植物	10年に一度	
両生類、哺乳類、爬虫類	10年に一度	
陸上昆虫類	10年に一度	
鳥類	10年に一度	
空間利用実態調査	3年に一度	「※平成24年度は実施しない」
河川環境基図作成	5年に一度	

※植物調査時には、堤防の健全性の評価を目的とした堤防のり面植生の分布調査を実施し植生分布図を作成する。

#### 5. 1. 5. 観測施設、機器の点検

水文・水理データや水質データを適正に観測するために、河川砂防技術基準調査編や電気通信施設点検基準（案）等に基づき、以下のとおり定期的に観測施設や機器の点検を実施する。なお、対象施設は附表8のとおりとする。

項目	観測所	点検頻度
雨量	6箇所	総合保守点検は年1回、定期点検は月1回とする。 なお、総合保守点検は、出水期に備えて4月から6月上旬までの間に行う。※電気通信施設の点検周期及び時期は、電気通信施設点検基準（案）に基づき行うものとする。 樹木の繁茂等により降水量、流量観測等に支障があるときは、必要に応じて伐開等を実施する。 観測計器については、気象業務法に基づく点検を受ける。 局舎等の建造物についても年1回点検を行う。
河川水位	5箇所	
潮位	—	
波高	—	
風向、風速	—	
気圧	—	
地下水	—	
震度	—	

## 5. 2. 堤防点検等のための環境整備

出水期前の堤防点検や台風期の堤防点検に支障がないように、それらの時期にあわせて堤防除草を年2回実施する。

なお、出水期前の堤防点検は11月から2月までの期間、台風期の堤防点検は7月下旬から9月までの期間に実施することから、堤防除草の時期は以下のとおりとする。

項目	実施時期
出水期前点検のための除草	原則として、10月～12月までの期間（前年）
台風期点検のための除草	原則として、6月～8月までの期間

## 5. 3. 河川巡視

### 5. 3. 1. 平常時の河川巡視

概括的に河川の状態を把握するために、重要区間（A区間）においては週2巡、通常区間（B区間）においては週1巡の頻度で、九州地方整備局河川巡視規程に基づき、平常時の河川巡視を実施する。

なお、効率的かつ効果的な状態把握に努めるために、目的や時期、場所を特定して行う目的別巡視を以下のとおり実施する。なお、その詳細については別途作成する「年間巡視計画」や「月間巡視計画」による。

目的別巡視項目	実施時期	備考
不法取水	6月頃（しろかき期）	
不法占用	5月頃	
ごみ等の投棄	12月頃、3月頃	年末、年度末
堤防の状況	豪雨後、洪水後、地震後	
護岸・根固め、水制の状況	洪水後	
許可工作物の状況	洪水後	
親水施設等の状況	4月頃、7月頃	連休前、夏休み前

標識の状況	5月頃	
河道の状況	洪水後	
季節的な自然環境の変化	3月頃	菜の花の開花
河川の水位に関する状況	渇水時	瀬切れ
魚道の通水状況	渇水時、5月頃（保全すべき対象魚の遡上時期）	

### 5. 3. 2. 出水時の河川巡視

洪水や高潮時に河川管理施設等に変状が発生したときには、水防作業や緊急的な修繕等の適切な措置を講じる必要があることから、河川やその周辺の概括的な状態を迅速に把握するために、以下のとおり出水時の河川巡視を実施する。

実施基準等	把握する項目
<p>原則として、実施の判断の目安とする基準観測所において水防団待機水位を上回り、はん濫注意水位に達する恐れがあるときとする。</p> <p>また、原則として、最高水位に達した後に減水し、はん濫注意水位を再度上回る恐れがなくなるまで継続する。</p> <p>なお、実施の判断の目安とする基準観測所とその受け持ち区間は<u>附表 1 1</u>のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 堤防の状態</li> <li>② 洪水流の状態</li> <li>③ 樹木の状態</li> <li>④ 河川管理施設や許可工作物の状態</li> <li>⑤ 堤内地の浸水状況</li> <li>⑥ 水門、樋門等の操作状況</li> <li>⑦ 水防活動の状況</li> </ul>

### 5. 4. 点検

#### 5. 4. 1. 出水期前、台風期、出水後等の点検

出水期前や台風期、出水後には、河道や河川管理施設の状態を適確に把握するために、徒歩による目視または計測機器等を使用して、堤防等河川管理施設及び河道の点検要領案に基づき、以下のとおり点検を実施する。

#### (1) 出水期前の点検

区分		実施基準等
堤防	土堤	全箇所を対象として、原則として11月から2月までの期間に実施する。
	高潮堤防、特殊堤	
	樋門等構造物周辺の堤防	
河川管理施設	水門・樋門、堰、排水機場、陸閘等	なお、対象施設は <u>附表 5～6</u> のとおりとする。
	床止め、落差工	
	低水護岸、根固め、水制	
河道	土砂堆積	要注意箇所を対象として、原則として11月から2月までの期
	河床低下、洗掘	

	樹木繁茂	間に実施する。 なお、対象箇所は「 <a href="#">附表1</a> 」のとおりとする。
--	------	--

(2) 台風期の点検

区分		実施基準等
堤防	土堤	要注意箇所を対象として、原則として7月下旬から9月までの期間に、除草後速やかに実施する。 なお、対象箇所は「 <a href="#">附表1</a> 」のとおりとする。
	高潮堤防、特殊堤	
	樋門等構造物周辺の堤防	
河川管理施設	水門・樋門、堰、排水機場、陸閘等	
	床止め、落差工	
	低水護岸、根固め、水制	
河道	土砂堆積	
	河床低下、洗掘	
	樹木繁茂	

(3) 出水後の点検

区分		実施時期
堤防	土堤	原則として、避難判断水位を上回った区間において、減水後速やかに実施する。 なお、点検実施の判断の目安とする基準観測所とその受け持ち区間は「 <a href="#">附表1-1</a> 」のとおりとする。
	高潮堤防、特殊堤	
	樋門等構造物周辺の堤防	
河川管理施設	水門・樋門、堰、排水機場、陸閘等	—
	床止め、落差工	原則として、平均年最大流量を上回った区間において、減水後速やかに実施する。
	低水護岸、根固め、水制	
河道	土砂堆積	なお、点検実施の判断の目安とする基準観測所とその受け持ち区間は「 <a href="#">附表1-1</a> 」のとおりとする。
	河床低下、洗掘	
	樹木繁茂	—

5. 4. 2. 地震後の点検

震度4以上の地震が発生したときには、大津波警報や津波警報、津波注意報が解除され安全を確認した後に、地震後の点検要領（九州地方整備局）に基づき以下の要件にて、直

ちに河川管理施設の状態を把握するための一次点検及び二次点検を実施する。

一次点検とは、各施設の異常の有無とその状況について目視による外観点検とし、二次点検とは、各施設の異常の有無とその状況について詳細な外観点検と必要に応じて計測による点検を行うものである。

なお、点検実施の判断の目安とする地震観測地点は「[附表19](#)」のとおりし、対象施設は堤防のほか「[附表5～6](#)」に示す河川管理施設等とする。

実施基準等	実施内容等
震度5弱以上	一次点検及び二次点検を実施する。
震度4が発生し、かつ以下に該当する場合 イ. 出水により水防団待機水位を超え、はん濫注意水位に達する恐れがある場合 ロ. 直前に発生した地震または出水、もしくはその他の原因により既に河川管理施設または許可工作物が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合	一次点検を実施する。 なお、重大な被害が確認された場合には二次点検を実施する。
震度4（上記のイ. ロ. に該当しない場合）	地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）に平常時の河川巡視により状態を把握する。 なお、重大な被害が確認された場合には二次点検を実施する。

#### 5. 4. 3. 河川利用推進施設等の点検

河川利用は、利用者自らの責任において行われることが原則であるが、親水を目的として整備した施設については、利用者の安全を確保するために、利用が増加する時期を考慮し、原則として5月のゴールデンウィーク前と7月の夏休み前に点検を実施する。

点検は、施設占有者や利用者と合同にて行い、対象施設の利用状況や危険の発生する可能性について情報共有を図る。なお、対象施設は「[附表7](#)」のとおりとする。

#### 5. 4. 4. 地域防災施設の点検

機器類については、月1回の頻度で実施する。建造物や設備等については、11月から2月までの期間において年1回の頻度で実施する。

#### 5. 4. 5. その他の土木・建築施設の点検

階段等の土木施設については河川の出水前点検時に併せて実施する。上屋等の建造物については、11月から2月までの期間において年1回の頻度で実施する。

#### 5. 4. 6. 機械設備・電気通信施設を伴う河川管理施設の点検

機械設備・電気通信施設を伴う河川管理施設（堰、水門・樋門、排水機場等）については、信頼性の確保と機能維持のために、機械設備、電気通信施設に対応した定期点検や運転時点検、臨時点検を実施する。

##### （1）機械設備の点検

機械設備については、以下のとおり点検を実施する。なお、点検内容の詳細については、「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」、「河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」及び「水閘門等点検整備要領（案）」に準じるものとする。なお、個別施設の点検区分については、附表20のとおりとする。

##### <ゲート設備>

点検区分		点検頻度	点検内容
定期点検	管理運転点検	台風期前（8月～9月）に1回	専門技術者による目視点検 ①設備各部の異常の有無 ②障害発生状況の把握
	月点検（目視点検）	台風期前（8月～9月）に1回	③各部の機能確認 ④前回点検時以降の変化の有無
		18回／年 出水期 5～10月：2回／月 非出水期 11～4月：1回／月	操作従事者による目視点検 ①設備各部の異常の有無 ②給油状況の確認 ③運転操作及び起動時の異常の有無
	年点検	出水期前（4月～5月）に1回	専門技術者による詳細点検 ①各部の詳細な点検及び計測
運転時点検		運転前、運転中、運転後に実施する。	操作従事者による目視点検 ①運転・操作開始時の障害の有無 ②運転・操作中および終了時の異常の有無や変化等の状況確認・動作確認 ※異常等が検知された場合は、専門技術者による保全整備を実施
臨時点検		地震、出水、落雷、その他要因により、施設・設備・機器に	専門技術者による目視点検 ①設備全体の異常の有無

	何らかの異常が発生した恐れがある場合に速やかに実施する。	
--	------------------------------	--

<排水機場(ポンプ)設備>

区分		点検頻度	点検内容
定期点検	月点検(管理運転点検)	台風期前(8月～9月)に1回	専門技術者による目視点検 ①設備各部の異常の有無 ②障害発生状況の把握 ③各部の機能確認等 ④前回点検時以降の変化の有無
	月点検(目視点検)	台風期前(8月～9月)に1回	
		18回/年 出水期 5～10月:2回/月 非出水期 11～4月:1回/月	操作従事者による目視点検 ①設備各部の異常の有無 ②給油状況の確認 ③運転操作及び起動時の異常の有無
	年点検	出水期前(4月～5月)に1回	専門技術者による詳細点検 ①各部の詳細な点検及び計測
運転時点検		運転前、運転中、運転後に実施する。	操作従事者による目視点検 ①運転・操作開始時の障害の有無 ②運転・操作中および終了時の異常の有無や変化等の状況確認・動作確認 ※異常等が検知された場合は、専門技術者による保全整備を実施
臨時点検		地震、出水、落雷、その他要因により、施設・設備・機器に何らかの異常が発生した恐れがある場合に速やかに実施する。	専門技術者による目視点検 ①設備全体の異常の有無



### (3) 電気通信施設の点検

電気通信施設については、機器・設備ごとに点検周期を定め、正常動作の確認を行うものとする。なお、詳細については、「電気通信施設点検基準（案）」に準じる。

#### 5. 4. 7. 樋門等構造物周辺堤防の詳細点検

出水期前の堤防点検等において樋門等構造物周辺堤防の変状が認められた箇所については、優先順位を付けて10年に1回程度の頻度で「樋門等構造物周辺の堤防点検要領」に準じて、連通試験等を含む詳細点検を実施する。なお、今後5年間で実施予定施設は<sup>21</sup>のとおりとする。

#### 5. 4. 8. 許可工作物の点検

許可工作物については、毎年11月から5月までの期間内に、設置者による出水期前の点検がなされるよう適切に指導する。

設置者による点検結果については報告を求めるとともに、原則として、現地にて立会確認して情報の共有を図るとともに、必要に応じて助言・指導を行う。

なお、対象施設は、原則として暗渠等を除く全ての施設とし<sup>22</sup>のとおりとする。

#### 5. 5. 河川カルテ

巡視や点検等によって得られた情報や工事履歴、措置履歴、被災履歴等の情報は、河川カルテに記録保存し、PDCAサイクルによる河川維持管理の一層の推進のために役立てる。

なお、河川カルテは、逐次更新と迅速な分析・評価が可能となるように電子システムによりデータベース化を図る。

#### 5. 6. 河川の状態把握の分析、評価

適切な維持管理対策を検討するため、河川巡視や点検による河川の状態把握等の結果を分析・評価する。評価した結果に基づき、措置方針を組織的に決定するとともに、必要に応じて関係者との情報共有を図る。なお、状況に応じて学識者等の助言を得るものとし、分析・評価や措置判断で得られた知見は、河川維持管理計画の見直しの際に反映するなど、計画や施工、管理にフィードバックするとともに、データベースとして蓄積する。

区分	実施基準等
基本データの収集	水文・水理等観測データについては、異常値の有無について常に点検するとともに、水位等の統計データについては、半年毎に照査を実施する。 測量、河道の基本データを新たに収集したときには、河道の変化を把握するために傾向分析をする。なお、5年に1回の頻度で流下能力の確認や河床変動特性について詳細な分析評価を実施する。

	河川環境の基本データを新たに収集したときには、異常な変化の有無について点検するとともに傾向分析をする。
河川巡視	平常時巡視の結果については、毎回、分析・評価し、措置方針については組織的に判断する。
点検	点検の結果については、毎回、過去からの傾向を含めて分析・評価し、措置方針については組織的に判断する。

## 6. 具体的な維持管理対策

河川維持管理の目標と状態把握の結果を照らし合わせて、本来河川に求められる治水・利水・環境の目的を達成するための機能が低下した場合、適切な対策や措置を実施する。その判断基準については、以下のとおりとする。

区分		対策実施の判断基準
河道流下断面の確保	土砂堆積 樹木繁茂	要注意箇所において、管理目標流量を安全に流下させることができない恐れがあるとき
施設の機能維持	河床低下 河床洗掘	要注意箇所の河岸部の河床高が、管理河床高を下回る恐れがあり、護岸等の構造物の機能に支障をきたすとき
	堤防	堤防管理目標を満足せず、堤防の機能に支障をきたすとき
	その他	維持管理の目標を満足せず、機能に支障をきたすとき
河川区域等の適正な利用		維持管理の目標を満足せず、河川管理上支障をきたすとき
河川環境の整備と保全	低水流量	管理目標最小流量を下回り、安定した水利用や河川環境上支障をきたすとき
	水質	管理目標水質を下回り、河川環境上支障をきたすとき 水質事故が発生し、水利用や河川環境上支障をきたすとき
	その他	維持管理の目標を満足せず、河川管理上支障をきたすとき

なお、具体的な対策方法や措置方法については、総合的に判断したうえで、原則として以下の中から最適策を選択して実施する。

区分		対策方法、措置方法
河道流下断面の確保	土砂堆積 樹木繁茂	堆積土砂の除去、樹木伐開等
施設の機能維持	河床低下 河床洗掘	床止（固）め設置、根固め設置、護岸基礎の根継ぎ、水制の設置、堆積土砂の除去、樹木伐開等
	堤防	盛土、置き換え、空洞の充填、法面補修（表層置き換え、芝張り）、特殊堤補修、樹木伐開、ドレーン工設置、止水矢板設置、天端舗装等

	その他	各種補修、交換、更新、補強等
河川区域等の適正な利用		指導、啓発、巡視強化、監督処分、塵芥処理等
河川環境の整備と保全	低水流量	巡視強化、情報収集、環境調査、濁水調整等
	水質	啓発、環境調査、流出物の回収等
	その他	駆除、保全措置等

## 7. 地域連携等

### (1) 地域住民等の参加による河川清掃

河川敷地のゴミ拾いなど、地域住民等が主体となって実施されている清掃活動の箇所や頻度等については「[附表23](#)」のとおりである。これらの活動は、河川の美化だけではなく、海域へのゴミの流出抑制や河川愛護意識の啓発にも寄与していることから、さらに活動の輪が広がるように、自治体や企業、NPO等の住民団体等との連携を深めて、必要な支援等を実施していく。

### (2) 堤防の刈草や伐採木のリサイクル

堤防の除草において発生する刈草については、処理費用の縮減と環境への負荷軽減のために、畜産や果樹園の敷き草、堆肥の資材、飼料として提供しており、リサイクル率は27%に達しているが、さらにリサイクルが進むように、広報活動や受け渡し方の工夫等に努めていく。

### (3) 排水ポンプの運転調整

洪水時に河川水位が上昇し、堤防決壊やその恐れが生じたときには、被害の防止又は軽減を目的として排水ポンプの速やかな停止等の運転調整が必要なため、ポンプ管理者等と平日頃からの連絡体制を整備しておく。

### (4) 避難判断の参考となる情報の提供

洪水時の住民の円滑な避難等に資するために、ホットラインによる自治体首長への水位情報の提供、事務所ホームページによる防災情報の提供、携帯アラームメールの運用、危険度レベルを示す河川水位標識の設置等を行い、わかりやすい河川情報の提供に努める。また、報道機関等の協力を得て、地上デジタルテレビ放送やケーブルテレビ放送、ラジオ放送等を通じた河川情報の提供に努める。

### (5) 水辺の安全利用・河川環境に関する情報の提供

河川の水難事故を未然に防ぐことを目的として、子どもを対象とした水辺の安全利用知識の普及促進のための講習会をNPO等の住民団体と連携して実施する。また、河川環境に親しみを感じてもらうことを目的として、水生生物調査や環境学習等もNPO等の住民団体と連携して実施する。

### (6) 水門等操作員の担い手の育成

洪水時の水門等の操作を適確に実施するために、毎年1回、操作員を対象とした講習会等を自治体と連携して実施する。また、サラリーマン化や高齢化の進展に伴い、今後、操作員の担い手が不足することを考慮し、個人による操作体制から、地域団体による共同操作体制への転換を図っていく。

(7) 学校等が行う水防災教育の支援

過去の水害や洪水時の避難など、水災害に関する基礎的な知識を普及促進させるために、河川に関する基礎的な知識や情報を提供し、学校等が行う防災教育を積極的に支援する。

## 8. 効率化・改善に向けた取り組み

### (1) 定量的な基準による河道管理

土砂堆積、樹木繁茂に対する河道流下断面確保、河床低下や洗掘等に対する施設機能の維持のための河道管理については、一層の技術研鑽を図り、管理基準の定量化や閾値の明確化、精度向上等に努める。

### (2) 定量的な基準による堤防管理

堤防の安定性や耐侵食性能、耐浸透性能を維持するための堤防管理については、一層の技術研鑽を図り、管理基準の定量化や閾値の明確化、精度向上等に努める。

### (3) 再堆積しにくい掘削方法の追求

河道掘削を実施する場合には、流下能力の長寿命化による維持管理費用の縮減を図るために、再堆積しにくい掘削方法について、一層の技術研鑽を進める。

### (4) 老朽構造物の適確な診断と長寿命化

水門・樋門、堰、排水機場等の老朽化が進行することを踏まえ、コンクリート部の診断基準や機械設備の傾向管理の手法、管理基準の定量化、閾値の明確化、精度向上等に努めるとともに、長寿命化のための対策工法の確立に努める。特に、完成後30年経過した施設については、コンクリート標準示方書維持管理編に準じてコンクリート健全性を診断するための点検（コンクリート診断士による外観点検）を実施し、異常が認められたときには、必要に応じて詳細な診断調査を行うように努める。

### (5) 非常時を想定したゲート設備の操作

津波の発生や洪水によって堤防決壊の恐れがあるときには、操作員の安全を確保したうえで適確な操作が可能となるように、ゲート設備の無動力化（フラップゲート等）や遠隔操作による対応を進めていく。なお、ゲリラ豪雨等の急激な水位上昇に備える観点からも、背後地の土地利用を考慮しつつゲート設備の無動力化（フラップゲート等）を進めていく。

### (6) 河川維持管理のデータベース整備

河川カルテのほかにも、河川維持管理に関する各種情報の蓄積を図り、データに基づくPDCAサイクルによる河川維持管理を一層推進していくために、電子システムによるデータベース化を進めていく。

### (7) 被災原因の究明と得られた知見の活用

堤防や河川構造物等が洪水の作用等によって被災したときには、被災の機構や原因の究明を行い、それによって得られた知見を復旧に反映させるとともに、今後の計画や設計に反映させる。

#### (8) 堤防被覆植生の長寿命化

堤防の被覆に使用する植生については、これまで「野芝」を採用してきたが、短期間で雑草に遷移して除草コストの増大や点検・巡視に支障が生じている。このため、被覆機能の永続性に優れる改良芝等を採用するなど、堤防の治水機能の維持や点検・巡視への支障の解消、除草コスト縮減を図るための取り組みを進める。

#### (9) 施設周辺の土地利用や河川特性を踏まえた操作

水門・樋門、堰、排水機場等の操作については、河川改修の進捗や土地利用の変化等を踏まえて、常に効率的かつ効果的な操作となるように、必要に応じて適宜見直しを行う。

#### (10) 河川標識の改善

河川区域に設置する標識（看板類）については、わかりやすさの向上と周辺景観との調和を図るために、ピクトグラム（図記号）の採用や重要度に応じて色により分類するなど、統一的なルールに従って設置または改善を図る。なお、河川区域に設置する標識は、必要最小限とする。

#### 関連基準等

- ・ 河川砂防技術基準 維持管理編 平成 23 年 5 月
- ・ 河川砂防技術基準（案）調査編 平成 9 年 10 月
- ・ 水文観測業務規程 平成 14 年 4 月
- ・ 河川水質調査要領 平成 17 年 3 月
- ・ 電気通信施設点検基準（案）平成 21 年 12 月
- ・ 河川水辺の国勢調査マニュアル 平成 18 年 3 月
- ・ 河川巡視規程 平成 18 年 11 月（九州地方整備局版）
- ・ 堤防等河川管理施設及び河道の点検要領案について 平成 23 年 5 月
- ・ 河道、堤防、施設の点検及びデータ管理の手引き 平成 23 年 6 月（九州地方整備局版）
- ・ 地震後の点検要領 平成 21 年 5 月（九州地方整備局版）
- ・ 河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案） 平成 20 年 3 月
- ・ 河川用ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案） 平成 20 年 3 月
- ・ 水閘門等点検整備要領（案） 平成 13 年 4 月
- ・ 樋門等構造物周辺の堤防点検要領 平成 13 年 5 月



# 嘉瀬川河川維持管理計画

## 【附表】

附表－1－1 要注意箇所（堤防）

番号	河川名	位置		備考	
		距離	左右岸	変状部位	内容等
1	嘉瀬川	4k200～5k800	右岸	法面	法面被覆率低下、モグラ穴
2	嘉瀬川	7k500～8k100	左岸	法面	寺勾配等
3	嘉瀬川	14k000	右岸	法面	モグラ穴

附表－1－2 要注意箇所（施設）

番号	河川名	位置		施設名	備考	
		距離	左右岸		変状部位	内容等
1	嘉瀬川	1/630	左岸	低水護岸	護岸	クラック
2	嘉瀬川	1/810	左岸	高潮堤	川表張コンクリート	クラック
3	嘉瀬川	2/305	右岸	高潮堤	ブロック張	クラック
4	嘉瀬川	2/393	右岸	高潮堤	パラペット	クラック
5	嘉瀬川	2/450	右岸	高潮堤	ブロック張	クラック
6	嘉瀬川	2/500	左岸	高潮堤	川表ブロック張	クラック
7	嘉瀬川	2/700	左岸	高潮堤	川表ブロック張	クラック
8	嘉瀬川	5/040	右岸	八ノ坪排水樋管	川表開水路	捨石流出
9	嘉瀬川	5/040	右岸	八ノ坪排水樋管	川表ブロック積	クラック
10	嘉瀬川	5/400	左岸	得仏排水機場	川裏取付護岸	クラック 段差
11	嘉瀬川	5/400	左岸	得仏排水機場	川裏ボックスカルバート	段差、クラック
12	嘉瀬川	5/680	左岸	嘉瀬川大堰	ブロック張	沈下
13	嘉瀬川	5/680	左岸	嘉瀬川大堰	管理橋	発錆
14	嘉瀬川	8/530	右岸	低水護岸天	天端コンクリート	浮き
15	嘉瀬川	9/465	右岸	塩土井排水樋門	川表取付護岸	開き
16	嘉瀬川	12/950	左岸	嘉瀬川吐出樋管	翼壁（上流側）	開き
17	嘉瀬川	12/950	左岸	嘉瀬川吐出樋管	翼壁（下流側）	開き
18	嘉瀬川	12/950	左岸	嘉瀬川吐出樋管	翼壁	漏水
19	嘉瀬川	16/230	左岸	特殊堤	擁壁	空洞化
20	祇園川	-0/200	右岸	島溝排水樋管	川表翼壁	クラック
21	祇園川	0/315	左岸	堀江排水樋管	川裏取付護岸	クラック

附表－1－3 要注意箇所（河道）

番号	河川名	位置		要件				要注意区分 (A, B, C)	備考
		距離	左右岸or 中央	土砂堆積	樹木繁茂	河床低下 深掘れ	その他		
1	嘉瀬川	3k800～5k600	左右		○			A	ヨシ原
2	嘉瀬川	7k800～9k200	左右		○			A	竹林
3	嘉瀬川	14k600～16k000	左岸		○			A	竹林

附表－2 管理目標流量

河川名	距離標	管理目標流量(m <sup>3</sup> /s)	備考
嘉瀨川	3/800～5/600	1,800	
嘉瀨川	7/800～9/200	1,800	
嘉瀨川	14/600～16/000	1,500	

附表－3 管理河床高

河川名	距離標	管理河床高 (T.P.m)	要注意区分 (A, B, C)	備考
		<b>該当なし</b>		

附表－4－1 堤防管理高（嘉瀬川）

河川名	距離標	流心区間距離 (m)	計画堤防高 (T. P. m)	現況左岸堤防 天端高 (T. P. m)	現況右岸堤防 天端高 (T. P. m)	備考
嘉瀬川	0.000	—	7.50	7.317	7.132	
嘉瀬川	0.200	250.00	7.50	6.712	7.122	
嘉瀬川	0.400	200.00	7.50	6.705	6.522	
嘉瀬川	0.600	200.00	7.50	7.356	6.429	
嘉瀬川	0.800	200.00	7.50	7.163	6.415	
嘉瀬川	1.000	199.00	7.50	7.184	6.525	
嘉瀬川	1.200	215.00	7.50	7.128	6.154	
嘉瀬川	1.400	189.00	7.50	6.716	5.925	
嘉瀬川	1.600	211.00	7.50	6.715	7.504	
嘉瀬川	1.800	202.00	7.50	7.522	7.519	
嘉瀬川	2.000	210.00	7.50	7.520	7.506	
嘉瀬川	2.200	197.00	7.50	7.519	7.505	
嘉瀬川	2.400	204.00	7.00	7.005	7.017	
嘉瀬川	2.600	201.00	7.00	7.004	7.000	
嘉瀬川	2.800	204.00	7.00	7.000	7.000	
嘉瀬川	3.000	199.00	7.00	7.008	7.000	
嘉瀬川	3.200	205.00	7.00	7.000	7.033	
嘉瀬川	3.400	202.00	7.13	7.327	7.591	
嘉瀬川	3.600	203.00	7.25	7.163	7.824	
嘉瀬川	3.800	198.00	7.38	7.669	8.018	
嘉瀬川	4.000	199.00	7.50	7.668	8.068	
嘉瀬川	4.200	206.00	7.63	8.048	8.116	
嘉瀬川	4.400	204.00	7.76	8.050	8.345	
嘉瀬川	4.600	204.00	7.89	8.180	8.233	
嘉瀬川	4.800	198.00	8.01	8.294	8.557	
嘉瀬川	5.000	201.00	8.13	8.524	8.684	
嘉瀬川	5.200	200.00	8.26	8.838	8.851	
嘉瀬川	5.400	200.00	8.38	8.776	8.724	
嘉瀬川	5.600	200.00	8.51	8.857	8.678	
嘉瀬川	5.800	202.00	8.64	9.230	8.649	
嘉瀬川	6.000	201.00	8.76	9.124	8.149	
嘉瀬川	6.200	200.00	8.89	9.329	8.302	
嘉瀬川	6.400	201.00	9.01	9.509	8.603	
嘉瀬川	6.600	206.00	9.14	9.292	9.047	
嘉瀬川	6.800	198.00	9.26	9.455	9.505	
嘉瀬川	7.000	203.00	9.39	9.512	9.918	
嘉瀬川	7.200	196.00	9.51	9.564	9.921	
嘉瀬川	7.400	200.00	9.64	9.734	9.945	
嘉瀬川	7.600	201.00	9.76	9.964	10.038	

附表－4－1 堤防管理高（嘉瀬川）

河川名	距離標	流心区間距離 (m)	計画堤防高 (T. P. m)	現況左岸堤防 天端高 (T. P. m)	現況右岸堤防 天端高 (T. P. m)	備考
嘉瀬川	7.800	201.00	9.89	9.932	10.035	
嘉瀬川	8.000	196.00	10.01	10.245	10.385	
嘉瀬川	8.200	198.00	10.14	10.282	10.495	
嘉瀬川	8.400	204.00	10.26	10.413	10.646	
嘉瀬川	8.600	197.00	10.39	12.391	11.320	
嘉瀬川	8.800	204.00	10.56	10.843	11.197	
嘉瀬川	9.000	201.00	10.72	11.106	11.364	
嘉瀬川	9.200	195.00	10.89	11.225	11.527	
嘉瀬川	9.400	195.00	11.05	11.306	11.689	
嘉瀬川	9.600	202.00	11.22	11.549	11.236	
嘉瀬川	9.800	200.00	11.38	11.710	11.444	
嘉瀬川	10.000	200.00	11.55	11.977	11.655	
嘉瀬川	10.200	201.00	11.72	12.195	11.719	
嘉瀬川	10.400	201.00	11.89	12.592	12.360	
嘉瀬川	10.600	176.00	12.05	12.283	12.765	
嘉瀬川	10.800	198.00	12.22	12.525	13.025	
嘉瀬川	11.000	198.00	12.38	12.607	12.859	
嘉瀬川	11.200	198.00	12.55	13.037	12.901	
嘉瀬川	11.400	198.00	12.71	13.483	13.157	
嘉瀬川	11.600	200.00	12.88	13.314	13.340	
嘉瀬川	11.800	196.00	13.04	13.447	13.909	
嘉瀬川	12.000	200.00	13.21	13.637	13.673	
嘉瀬川	12.200	200.00	13.38	13.776	13.799	
嘉瀬川	12.400	201.00	13.54	13.957	13.810	
嘉瀬川	12.600	199.00	13.75	13.951	14.141	
嘉瀬川	12.800	197.00	13.98	14.200	14.387	
嘉瀬川	13.000	196.00	14.22	14.289	14.524	
嘉瀬川	13.200	202.00	14.46	14.462	15.034	
嘉瀬川	13.400	205.00	14.71	14.871	15.259	
嘉瀬川	13.600	199.00	14.95	14.762	15.414	
嘉瀬川	13.800	201.00	15.19	15.213	15.153	
嘉瀬川	14.000	198.00	15.43	16.077	15.682	
嘉瀬川	14.200	199.00	15.67	15.858	16.016	
嘉瀬川	14.400	200.00	15.91	16.313	16.346	
嘉瀬川	14.600	198.00	16.15	16.653	17.753	
嘉瀬川	14.800	196.00	16.39	16.805	16.493	
嘉瀬川	15.000	200.00	16.63	15.580	16.626	
嘉瀬川	15.200	202.00	16.94	16.539	17.134	
嘉瀬川	15.400	200.00	17.33	18.022	17.596	



附表－4－1 堤防管理高（嘉瀬川）

河川名	距離標	流心区間距離 (m)	計画堤防高 (T. P. m)	現況左岸堤防 天端高 (T. P. m)	現況右岸堤防 天端高 (T. P. m)	備考
嘉瀬川	15.600	203.00	17.72	17.591	17.955	
嘉瀬川	15.800	206.00	18.11	18.112	18.540	
嘉瀬川	16.000	210.00	18.52	18.756	18.307	
嘉瀬川	16.200	196.00	18.89	19.957	18.656	
嘉瀬川	16.400	201.00	19.28	17.842	18.753	
嘉瀬川	16.600	204.00	19.67	20.689	20.283	

附表－4－2 堤防管理高（祇園川）

河川名	距離標	流心区間距離 (m)	計画堤防高 (T. P. m)	現況左岸堤防 天端高 (T. P. m)	現況右岸堤防 天端高 (T. P. m)	備考
祇園川	0.000	196.00	9.98	11.343	11.252	
祇園川	0.200	196.00	10.03	9.636	10.897	
祇園川	0.400	182.60	10.09	10.532	10.711	
祇園川	0.600	169.80	10.15	10.602	10.726	
祇園川	0.800	169.70	10.21	10.492	10.404	
祇園川	1.000	172.80	10.26	10.532	10.603	
祇園川	1.200	171.70	10.29	10.251	10.531	



附表－5－3 河川管理施設

## 【樋門・樋管】

番号	河川名	位置		施設名	樋管断面			備考
		距離	左右岸		縦 (m)	横 (m)	連数	
1	嘉瀬川	2.395km	右岸	鍵無排水樋管	2.25	2.25	1	
2	嘉瀬川	3.375km	右岸	福富排水樋管	2.5	2.5	2	
3	嘉瀬川	5.040km	右岸	八ノ坪排水樋管	2	2.5	1	
4	嘉瀬川	5.400km	左岸	得仏排水樋管	3.25	2.75	2	
5	嘉瀬川	9.465km	右岸	塩土井排水樋門	2	2.1	2	
6	嘉瀬川	12.052km	右岸	於保排水樋門	3	4	2	
7	嘉瀬川	13.820km	左岸	石井排水樋管	1.25	2.05	3	
8	嘉瀬川	15.750km	左岸	惣座排水樋管	1	1	1	
9	嘉瀬川	16.325km	右岸	川上排水樋管	φ 700		1	
10	祇園川	0k	右岸	島溝排水樋管	1	1	1	
11	祇園川	0.315km	左岸	堀江排水樋管	2	2.25	2	

附表－5－4 河川管理施設

## 【排水機場】

番号	河川名	位置		施設名	排水量 (m <sup>3</sup> /s)	設置者	備考
		距離	左右岸				
1	嘉瀬川	5.400km	左岸	得仏排水機場	2	国土交通省	
2	嘉瀬川	12.081km	右岸	池上救急排水機場	4	国土交通省	

附表－6 河川管理施設一覧

## 【陸こう】

番号	河川名	位 置		施設名	備考
		距離	左右岸		
1	嘉瀬川	16.395km	右岸	川上第1陸閘	
2	嘉瀬川	16.475km	右岸	川上第2陸閘	
3	嘉瀬川	16.270km	左岸	都渡城第1陸閘	
4	嘉瀬川	16.495km	左岸	都渡城第2陸閘	
5	嘉瀬川	16.315km	左岸	都渡城第3陸閘	
6	嘉瀬川	16.395km	左岸	都渡城第4陸閘	
7	嘉瀬川	16.470km	左岸	都渡城第5陸閘	

## 【閘門】

番号	河川名	位 置		施設名	備考
		距離	左右岸		

## 【舟通し】

番号	河川名	位 置		施設名	備考
		距離	左右岸		



附表－8－1 雨量観測所一覧

NO.	河川名	観測所名	所在地	種別 (自記・テレ)	備考
1	嘉瀬川	宇渡	佐賀県佐賀市富士町大字上無津呂字堅田	自記・テレ	
2	嘉瀬川	古湯	佐賀県佐賀市富士町大字古湯字三崎原	自記・テレ	
3	嘉瀬川	杉山	佐賀県佐賀市富士町大字杉山	自記	
4	嘉瀬川	名尾	佐賀県佐賀市大和町大字名尾	自記・テレ	
5	嘉瀬川	祇園	佐賀県小城市小城町大字岩蔵	自記・テレ	
6	嘉瀬川	嘉瀬川	佐賀県佐賀市久保田町大字新田字三本松籠86	自記	

附表－ 8 － 2 水位流量観測所

NO.	河川名	観測所名	位置 (km)	観測項目 (水位・流量)	種別 (テレ・自記)	水位計の種類	備考
1	嘉瀬川	川上	17	水位・流量(低水・高水)	(テレ・自記)	フロート式	
2	〃	渡瀬橋	13.15	水位・流量(低水)	(自記)	超音波	
3	〃	池森	10.455	水位・流量(低水・高水)	(テレ・自記)	リードスイッチ	
4	祇園川	深町	1.08	水位・流量(低水・高水)	(自記)	超音波	
5	〃	祇園	6.2	水位・流量(低水・高水)	(テレ・自記)	フロート式	



附表－8－3 地下水位観測所一覧

No.	河川名	観測所名	所在地	備考
		<b>該当なし</b>		

附表－8－4 水質観測所一覧

No.	河川名	観測所名	距離標	観測項目	備考
1	嘉瀬川	官人橋	16k600	佐賀県佐賀市大和町梅野	
2	嘉瀬川	嘉瀬橋	6k400	佐賀県佐賀市嘉瀬町荻野	
3	嘉瀬川	久保田橋	3k200	佐賀県佐賀市嘉瀬町十五	
4	嘉瀬川	石井樋	14k000	佐賀県佐賀市大和町尼寺	

附表－9 流量観測の実施目安

No.	河川名	流量観測所名	距離標	目安となる観測地点	目安となる水位 (m)	備考
1	嘉瀬川	川上	17 k 000	水防団待機水位	4.20	
2	嘉瀬川	池森	10k455	川上地点で水防団待機水位	4.20	
3	祇園川	深町	1k080	川上地点で水防団待機水位	4.20	
4	祇園川	祇園	6k200	川上地点で水防団待機水位	4.20	

附表－10 水質調査内容

No.	河川名	地点名	距離標	測定項目	測定頻度	備考
1	嘉瀬川	官人橋	16k600	生活環境項目等	月1回程度	
2	嘉瀬川	嘉瀬橋	6k400	生活環境項目、健康項目、 排水栄養塩類項目等	月1回程度	
3	嘉瀬川	久保田橋	3k200	生活環境項目等	月1回程度	
4	嘉瀬川	石井樋	14k000	生活環境項目、排水栄養塩 類項目等	年4回程度	

附表－1 1 洪水痕跡調査

番号	河川名	受け持ち区間		目安となる 観測所	目安となる 水位	①洪水 痕跡調査	②測量	③巡視	④点検	備考
		距離 ～ 距離	左右岸							
1	嘉瀬川	0.0 ～ 16.6	両岸	川上	5.1	避難判断水位				

附表－1 2 近年の洪水痕跡調査実施年月

番号	河川名	実施区間		最新調査年月	備考
		距離 ～ 距離	左右岸		
1	嘉瀬川	0.0 ～ 16.6	両岸	H23. 3	
2	祇園川	0.0 ～ 1.0	両岸	H23. 3	

附表－1 3 過去の航空斜め写真撮影 実施年月

番号	河川名	撮影箇所		最新撮影年月	備考
		距離 ～ 距離	左右岸		
1	嘉瀬川	0.0 ～ 16.6		H20. 2月撮影	
2	祇園川	0.0 ～ 1.0		H20. 2月撮影	

附表－1 4 過去の縦横断測量実施箇所

番号	河川名	撮影箇所		最新撮影年月	備考
		距離 ～ 距離	左右岸		
1	矢部川	0k000～19k400		H24. 1	
2	楠田川	0k000～0k200		H24. 1	
3	飯江川	0k000～3k600		H22. 3	

附表－1 5 過去の空中写真測量年月

番号	河川名	撮影箇所		最新撮影年月	図化の有無	備考
		距離 ～ 距離	左右岸			
1	嘉瀬川	0.0 ～ 19.3		H19. 12月撮影	H20. 3月	

附表－1 6 過去の河床材料調査年月

番号	河川名	実施箇所		最新調査年月	図化の有無	備考
		距離 ～ 距離	左右岸			
1	嘉瀬川	0 ～ 16.6		H22. 3	概ね21km間隔	

附表－1 7 過去の河道内樹木調査・砂州調査年月

番号	河川名	実施箇所		最新撮影年月	備考
		距離 ～ 距離	左右岸		
		該当なし			

附表－18 河川水辺の国勢調査

番号	河川名	調査種別	最新調査年度	備考
1	嘉瀬川	魚類	河川：H20 ダム：	
2	嘉瀬川	底生動物	河川：H23	
3	嘉瀬川	植物	河川：H17	
4	嘉瀬川	鳥類	河川：H17（H24調査予定）	
5	嘉瀬川	両・爬・哺	河川：H21	
6	嘉瀬川	陸上昆虫	河川：H19	
7	嘉瀬川	河川基図	河川：H22	
8	嘉瀬川	河川利用	河川：H21	

附表－19 地震観測点

No.	出張所	情報用市町村名	震度観測点名称	所在地	緯度		経度		備考	河川名	点検受け持ち区間		備考
					度	分	度	分			距離	～ 距離	
1	嘉瀬川	佐賀市	佐賀市駅前中央	佐賀市駅前中央3-3-20(佐賀地方気象台)	33	12	130	18	気象庁	筑後川	0/000	～ 16/600	左岸
2		佐賀市	佐賀市久保田	佐賀市駅前中央3-3-20(佐賀地方気象台)	33	14	130	15	自治体		0/000	～ 16/600	右岸
3		佐賀市	佐賀市大和	佐賀市大和町大字尼寺1870番地佐賀市大和支所敷地内	33	19	130	17	自治体	楠田川	0/000	～ 1/100	左岸
4		小城市	小城市三日月	小城市三日月町長神田2312の2小城市役所三日月庁舎敷地内	33	6	130	13	自治体		0/000	～ 1/100	右岸

附表－20 機械設備の点検

番号	河川名	位置		施設名	点検区分	備考
		距離	左右岸			
1	嘉瀬川	2/400-5	右岸	錠無排水樋管	年点検、操作委託点検、臨時点検	
2	嘉瀬川	3/400-24	右岸	福富排水樋管	年点検、操作委託点検、臨時点検	
3	嘉瀬川	5/000+40	右岸	八ノ坪排水樋管	年点検、操作委託点検、臨時点検	
4	嘉瀬川	5/400	左岸	得仏排水樋管	年点検、操作委託点検、臨時点検	
5	嘉瀬川	9/600-135	右岸	塩土井排水樋門	年点検、操作委託点検、臨時点検	
6	嘉瀬川	12/000+52	右岸	於保排水樋門	年点検、操作委託点検、臨時点検	
7	嘉瀬川	13/800+20	左岸	石井樋管	年点検、操作委託点検、臨時点検	
8	嘉瀬川	15/700+50	左岸	惣座排水樋管	年点検、操作委託点検、臨時点検	
9	嘉瀬川	16/400-75	右岸	川上排水樋管	年点検、操作委託点検、臨時点検	
10	祇園川	0/000-20	右岸	島溝排水樋管	年点検、操作委託点検、臨時点検	
11	祇園川	0/400-85	左岸	堀江排水樋管	年点検、操作委託点検、臨時点検	
12	嘉瀬川	16/395	右岸	川上第1陸閘	年点検、操作委託点検、臨時点検	
13	嘉瀬川	16/475	右岸	川上第2陸閘	年点検、操作委託点検、臨時点検	
14	嘉瀬川	16/270	左岸	都渡城第1陸閘	年点検、操作委託点検、臨時点検	
15	嘉瀬川	16/305	左岸	都渡城第2陸閘	年点検、操作委託点検、臨時点検	
16	嘉瀬川	16/315	左岸	都渡城第3陸閘	操作委託点検	
17	嘉瀬川	16/395	左岸	都渡城第4陸閘	年点検、操作委託点検、臨時点検	
18	嘉瀬川	16/470	左岸	都渡城第5陸閘	年点検、操作委託点検、臨時点検	
19	嘉瀬川	5/680		嘉瀬川大堰	年点検、目視点検、操作委託点検、臨時点検	
20	嘉瀬川	14/006		大井手堰	年点検、目視点検、操作委託点検、臨時点検	
21	嘉瀬川	5/400	左岸	得仏排水機場	年点検、管理運転時点検、操作委託点検、臨時点検	
22	嘉瀬川	12/075	右岸	池上救急排水機場	年点検、管理運転時点検、操作委託点検、臨時点検	



附表－2 1 樋門等構造物周辺堤防の詳細点検

番号	河川名	位 置		実施予定施設名	実施予定年度	備考
		距離	左右岸			
			<b>該当なし</b>			

附表－２２－１ 許可工作物

## 【橋梁】

番号	河川名	位置		橋梁名	設置者	備考
		距離	左右岸			
1	祇園川	0.0km		森川橋	68m	小城市長
2	祇園川	0.45km		橋梁（管理橋）	51.7m	小城市長
3	祇園川	0.970～ 1.080km		堀江橋	48.56m	小城市長
4	嘉瀬川	7.78km		JR鉄道橋（嘉瀬川橋）	250.9m	九州旅客鉄道(株) 佐賀鉄道部長
5	嘉瀬川	5.95km		久保田みどり橋	188m	佐賀市長
6	嘉瀬川	15.89km		惣座橋	241m	佐賀市長
7	嘉瀬川	15.7km		嘉瀬川橋（高架橋）	249.47m	西日本高速道路(株)
8	嘉瀬川	3.2km		久保田橋	358.4m	佐賀県知事
9	嘉瀬川	4.80km		嘉瀬川橋梁	249.10m	佐賀県知事
10	嘉瀬川	6.45km		嘉瀬橋	188m	佐賀県知事
11	嘉瀬川	10.45km		池森橋	205m	佐賀県知事
12	嘉瀬川	13.2km		渡瀬橋	217m	佐賀県知事
13	嘉瀬川	15.57km		名護屋橋	234m	佐賀県知事
14	嘉瀬川	16.58km		官人橋	66.36m	佐賀県知事
15	嘉瀬川	8.6km		嘉瀬大橋	253.8.m	国土交通省

附表－２２－２ 許可工作物

## 【堰】

番号	河川名	位置		施設名	設置者	備考
		距離	左右岸			
1	嘉瀬川	16.0km		川上頭首工	農林水産省	

附表－ 2 2 － 3 許可工作物

## 【樋門・樋管】

番号	河川名	位 置		施設名	設置者	備考
		距離	左右岸			
1	祇園川	0.35km	左岸	三日月東部排水機場吐出樋管	小城市長	
2	嘉瀬川	7km	右岸	水取・禪門用水樋管	佐賀市長	
3	嘉瀬川	3.82km	左岸	嘉瀬排水機場吐出樋管	農林水産大臣	
4	嘉瀬川	7.45km	右岸	三日月排水機場吐出樋管	農林水産大臣	
5	嘉瀬川	10.15km	右岸	川上排水機場吐出樋管	農林水産大臣	
6	嘉瀬川	7.0km	右岸	西佐賀水道樋管	西佐賀水道企業団	
7	嘉瀬川	7.0km	右岸	杵島工業用水樋管	杵島工業用水道企業団	
8	嘉瀬川	7.0km	右岸	王子板紙樋管	王子板紙(株)	
9	嘉瀬川	16.0km	右岸	佐賀西部導水路取水樋管	農林水産大臣	
10	嘉瀬川	7.2km	右岸	嘉瀬川浄水場取水施設	佐賀西部広域水道企業団	
11	嘉瀬川	30.3km	左岸	川上川第2PS取水口	九州電力(株)	

附表－ 2 2 － 4 許可工作物

## 【排水機場】

番号	河川名	位 置		施設名	設置者	備考
		距離	左右岸			
1	嘉瀬川	5.894m	左岸	得仏排水機場	0.8	佐賀県知事

附表－23 河川清掃活動

番号	河川名	活動団体	実施場所	活動内容	実施頻度	備考
			距離標			
1	嘉瀬川	川上自治会	惣座橋～官人橋 (佐賀市大和町大字川上) 15k900～16k600	川上峡花火 大会翌日の 清掃	年1回	
2	嘉瀬川	佐賀市北商工会女性部				
3	嘉瀬川	佐賀市社会福祉協議会大和支所				
4	嘉瀬川	(株)佐賀クリーン環境				
5	嘉瀬川	鍋島校区子ども会育成協議会	嘉瀬橋 (佐賀市嘉瀬町大字荻野)～ 嘉瀬大橋(佐賀市鍋島大字森田) 6k400～8k600	バルーン大 会前の「ク リーンアッ プ嘉瀬川」 という清掃 活動	年1回	
6	嘉瀬川	開成校区子ども会育成協議会				
7	嘉瀬川	嘉瀬校区自治会				
8	嘉瀬川	年金者連盟佐賀市支部				
9	嘉瀬川	佐賀熱気球パイロット協会				